に係る事実があると機構が認めるときは、当該申出に係る面積を含む。以下この条において「基幹作業面積」という。）」を、「構成員」の下に「又は組合員」を加え、同号イ(4)中「かんしょの栽培に関する基幹的な作業のうち農林水産大臣が定めるもの」を「基幹作業」に改め、同号イ(4)(ii)中「収穫作業」を「基幹作業」に、「収穫面積」を「基幹作業面積の合計」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次条の規定　公布の日

二　第四十三条第二号の改正規定　平成二十二年八月一日

三　第十九条第二号の改正規定　平成二十二年十月一日

（砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令の一部改正）

第二条　砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令（平成十八年農林水産省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成二十一年度まで」を「平成二十二年八月三十一日まで」に改める。

附則第三条中「平成二十一年度まで」を「平成二十二年四月三十日まで」に改める。

○環境省令第一号　農林水産省

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第四条第二号及び第二十一条の規定に基づき、並びに同法第二十九条第一項の規定を実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

環境大臣　小沢　鋭仁

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号中「（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を削り、同号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　厚生労働省、都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市、特別区又は食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関の職員が同法の規定に基づく検査その他これらに類する検査に伴って保管又は運搬をするものであること。

第二十四条第一項中「ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）」の下に「、ムンゴス・ムンゴ（シママングース）」を加える。

別表第一の第一の一の（五）のマングース科の項中「ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）及び」の下に「ムンゴス・ムンゴ（シママングース）並びに」を加える。

附　則

この省令は、平成二十二年二月一日から施行する。

告　示

○金融庁告示第二号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の二第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年一月二十六日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条の表一の項銀行の欄中「エス・ジー・信託銀行株式会社」を「ソシエテ　ジェネラル信託銀行株式会社」に改める。

○金融庁告示第三号

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第三十六条第四項の規定に基づき、預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件（平成十三年金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年一月二十六日

金融庁長官　三國谷勝範

「エス・ジー・信託銀行株式会社」を「ソシエテ　ジェネラル信託銀行株式会社」に改める。

○金融庁告示第四号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年一月二十六日

金融庁長官　三國谷勝範

「エス・ジー・信託銀行株式会社」を「ソシエテ　ジェネラル信託銀行株式会社」に改める。

○金融庁告示第五号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）第五条の規定に基づき、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年一月二十六日

金融庁長官　三國谷勝範

「エス・ジー・信託銀行株式会社」を「ソシエテ　ジェネラル信託銀行株式会社」に改める。

○金融庁告示第六号

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第十四条第一項の規定に基づき、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十四条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件（平成十六年金融庁告示第七十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年一月二十六日

金融庁長官　三國谷勝範

第八号を次のように改める。

八　ソシエテ　ジェネラル信託銀行株式会社

○金融庁告示第七号

担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）第五条第一項の規定に基づき、担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件（平成十九年金融庁告示第六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年一月二十六日

金融庁長官　三國谷勝範

第十三号を次のように改める。

十三　ソシエテ　ジェネラル信託銀行株式会社

○法務省告示第四十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年一月二十六日

法務大臣　千葉　景子

住所　東京都葛飾区新小岩2丁目7番15―803号
金錦花　昭和44年2月27日生

住所　千葉県市川市湊新田1丁目5番9―305号
李国峰　昭和54年10月31日生

李語彤　平成20年8月31日生

住所　岐阜県大垣市外渕4丁目3番地1
王麗麗　昭和59年10月5日生

住所　和歌山市毛見342番地
王琦　昭和55年12月23日生

住所　山形県寒河江市船橋町4番地13
孫麗娟　昭和33年10月2日生

千水紅　昭和63年10月26日生

住所　群馬県邑楽郡千代田町大字舞木940番地
孫英梅　昭和43年6月7日生

呂岱孫　平成3年10月20日生

住所　埼玉県富士見市大字鶴馬2623番地2
韓雪　昭和54年7月16日生

住所　埼玉県草加市西町369番地3
安振嘉　昭和56年12月19日生

住所　東京都豊島区巣鴨3丁目20番14号
陳海麗　昭和46年5月16日生

劉芊妤　平成9年8月26日生

住所　東京都大田区仲六郷3丁目21番1―510号
孫長松　昭和54年10月13日生

住所　東京都大田区北馬込2丁目4番8号
黄金玉　昭和54年8月8日生

住所　東京都葛飾区細田1丁目23番9号
龔子平　昭和59年1月11日生

龔麗平　昭和61年3月16日生

住所　東京都北区赤羽2丁目30番5―302号
張紅梅　昭和53年8月21日生